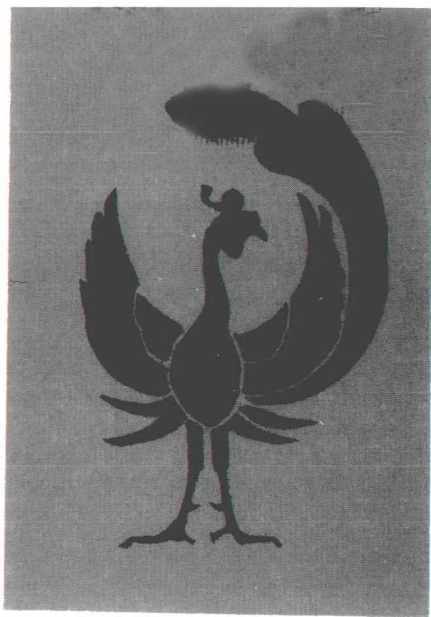




# 親 鸞

第五卷

丹羽文雄



新潮社版



親鸞 第五卷

昭和四十四年九月二十日 印刷  
昭和四十四年九月二十五日 発行

著者 丹羽文雄

発行者 佐藤亮一

発行所 株式会社 新潮社

東京都新宿区矢来町七一  
電話東京(03)(260)一一一一  
千一六二 振替東京八〇八

定価 五五〇円

へ乱丁・落丁本はお取替えいたします

印刷所 二光印刷株式会社 製本所 新宿加藤製本所  
© 1969 Fumio Niwa Printed in Japan

親

鸞

第五卷

目次

明暗

善鸞の悲劇

自然法爾

七

四

一四五

日蓮

一五

晚年

一四

惠信尼

一六

插装  
画帧

羽  
石  
光  
志

親

鸞

第五卷



明 暗

五条西洞院にはまた、遁世者といわれる人びとが出入りしていた。それが、親鸞の晩年の交際のひとつの特色となっていた。

尊蓮は、尊阿とも号した。遁世者であった。助阿は、京都山科の東北にあたる松影に住した明遍の孫弟子にあたり、おなじく遁世者であった。かれも「教行信証」を書写していた。乗尊がその本によって校合したというのである。

実悟の日野一流系図によると、尊蓮は日野範綱の息信綱ということになっている。尊蓮が日野信綱ということになれば、親鸞とはいとこ同士ということになる。親鸞の門弟を記した「交名牒」の洛中居住弟子のはじめに、沙弥尊蓮というのがみえる。親鸞の弟子の中に尊蓮がいたことはたしかである。が、甲斐万福本の「交名牒」にだけ、沙弥尊

蓮、堀川三品禪門とあり、その右に範綱息信綱と傍記が見える。範綱息云々の註記は、他の「交名牒」の諸本には見あたらない。親鸞が帰洛後すでに十年の余も経っているのである。いとこ同士の消息が何となく知れるようになっていたことは十分考えられる。しかし、もし尊蓮が日野信綱であるなら、「交名牒」の諸本が、親鸞のいとこにあたるという重大な事実を漏らすはずはないのである。が、尊蓮が「教行信証」を書写した、親鸞の門人であったというだけで歴史的にも意義があるのだ。

尊阿とは、尊阿弥陀仏の略称である。が、親鸞がそのような阿号を門弟にあたえたとは考えられない。もっとも弟子の中には、有阿弥陀仏とか、賢阿というのがいるが、それはすでに出家して、法名をもっていたものが親鸞の弟子となったのである。尊蓮が尊阿と称したとすれば、すでに法体となっていて、のちに親鸞の門にはいったものとみるべきである。

浄土真宗の信者は、同朋であり、同行であった。が、高田派の「親鸞聖人正統伝」によると、

「貞永元年、壬辰正月みづのえ中旬第五日、聖人高田住持職を真仏房に譲りたまふ。是時、集会の門弟等は、顕智、尊空、性信、乗然、專信、善鸞都合二十八人御影堂みかげだうの左右に列坐す。祖師は右の中座。真仏上人は左の中座にましまし、

「今日より真仏を以て我身の代とす。各此人を以て師匠と仰ぐべし、いささかも師命に違する者は、永く我門人に非ず」と仰わたさる。人々謹で嚴命を受く。時に真仏上人の家令海老沢大学、聖人の隨身長岡右京、国府谷左京、印信状を奉り左右にひかへて、人々の判形検査。祖師自ら筆を取て、印信状年月日の次に、

高田専修寺住持職親鸞位真仏房に譲り畢。（ほんのり）向後予門弟等真仏を以て親鸞と仰ぐべき者也。親鸞御書判。

次の判は顯智、專空、性信、乘然以下次第を守て、連判す。二十八番目は慈信房善鸞。二十九番国府谷左京、三十番長岡右京、三十一番海老沢大学時道判形也。于時貞永元年壬辰正月十五日、祖師六十歳、真仏上人二十四歳……」

高田専修寺派の權威のための書物であることは明らかであるが、親鸞位などもつてのほかの作りごとである。それでは親鸞の同行、同朋の意義が死んでしまう。親鸞六十歳の東国時代には、善鸞はまだ東国に来ていなかった。父親鸞とも再会してはいないのである。しかも、親鸞の長男である善鸞が署名するのに、門弟の末席があたえられているのも、おかしい順序である。ことさらに善鸞を軽く扱っているところに、この「正統伝」の作者の意図がうかがわれる。親鸞位を弟子に譲るなど、親鸞にはあり得ないことであつた。

日野の一族で承久の乱に関与したものがあつて、日野宗業の如きも、それに連坐したと「敬重絵詞」は伝えているが、朝廷対鎌倉の争いである以上、朝臣が関係するのはあたりまえのことである。承久の乱で日野の一族で関与したものも多かったであらう。

尊蓮を日野信綱ときめてかかる以上、信綱が世をすてて尊蓮または尊阿と号して隠遁生活にはいったという筋書には無理はない。何かの縁で親鸞を知り、念仏の信仰にはいったのであらう。そして親鸞の信任を得て、「教行信証」の書写の恩許にあづかったのであらう。

親鸞の末女の王御前（覚信尼）が、日野広綱の妾となり、覚恵を生んだ。「幕婦絵詞」や「敬重絵詞」には、広綱を信綱の子としている。また万福本「交名牒」では、前記尊蓮について、沙弥宗綱宮内とかかへて、信綱息広綱と傍記をしている。「幕婦絵詞」は本願寺三世覚如の伝記を従覚が撰をしたものであり、「敬重絵詞」は、覚如の行状を乗專が記したものであるが、ともに「高田親鸞聖人正統伝」とおなじような作為を感じさせるものである。史料的に実悟の系図等よりは重視されるものであらうが、書かれていふことをそのまま全部信用するわけにいかない。実悟の系図には、広綱のことが、

左衛門権佐、宮内少輔、正五位下、出家法名宗綱、号宮

内少輔入道とある。

久我通光に仕えていたのは、たしかなことであろう。久我通光は、村上源氏の流で、承久元年（一二一九）内大臣に任ぜられ、承久三年以後は籠居、安貞二年（一二二八）から再び出仕して、寛元四年（一二四六）太政大臣、宝治二年（一二四八）六十二歳で歿した。

覚如の筆で、覚信尼（王御前）のことがこう書かれている。

元久我太政大臣通光公女房、号兵衛督局、日野皇太后宮大進有範孫、親鸞聖人女、日野左衛門佐広綱妾、以当所寄附影堂敷地財主也。

それだけが覚信尼の前半生に関する重要な文献となっている。

広綱を信綱の息ということにきめてかかるために、広綱も出家して宗綱と号し、父尊蓮とともに親鸞の門下に列せしむることになるが、広綱の出家の理由は明らかではない。父信綱は承久の乱に関係しているのだから出家をしたというのはうなずけるが、広綱と承久の乱は関係がない。広綱は久我通光に仕えていた。そこで女房をしていた覚信尼を見よめ、妾にしたが、日野の姓を名のっていたからといって、親鸞一家と近しい姻戚関係にあったとは考えられない。

五条西洞院にはたらく下人たちにも、その後変動があった。東国からつれて来た下人の内、残っているのはひとり、現在四人の下人がいた。

寛元元年十二月二十一日、親鸞は、いやおんなの謗状を書いた。

「ゆずりわたすいや女事、

みのかわりをとらせて、せうあみだ仏がめしつかう女なり。しかるを、せうあみだ仏、ひむがしの女房にゆずりわたすものなり。さまたげをなすべき人なし。ゆめゆめわづらいあるべからず。のちのためにゆずり文をたまつるなり。あなかしこ。

寛元元年癸卯十二月廿一日、親鸞（花押）

下人は、財産の一部分であり、謗状は将来のこたごたをふせぐためのものであった。下人の譲渡は、そのころのなわしであった。

寛元のころには、五条西洞院の下人の中に、わかさ、かこの前、上れん房というのがいた。

王御前が父親鸞に、いや女のその後の消息をたずねて来た。それに対して親鸞が、

「いやおむなのこと、ふみかきて、まいらせられ候めり。いまだ、ゐどころもなくて、わびる候なり。あさましくあさましく、もてあつかいて、いかにすべしとも

なくて候なり。あなかしこ。

三月廿八日

わうござんへ

しんらん（花押）

覚信尼と広綱のあいだに、長男の光寿が生れたのは、仁治二年であつた。光寿は後に覚恵と号した。親鸞夫妻にとつて、在京の孫がまたひとり増えた。親鸞にとつては、血を分けた孫であつたが、恵信尼には、血を分けたはじめての孫ということになる。

恵信尼が下人をつれて、娘のもとに出向くことが多くなつた。おなじ孫を膝に抱くにしても、善鸞の子の如信を抱くときとは感じがちがつていた。わけへだてをしてはならないのだが、娘の生んだ孫はひとしお可愛いものである。

「母様は、あまりたびたび壬生にお出かけになります」

と、善鸞の妻の宮城がにが笑いをしている。広綱の住居が、壬生にあつた。妻のにが笑いの意味が、善鸞にはよくわかつていた。義母の目にあまる外出を苦々しく思っているのは、善鸞も同じであつた。考えてみれば、自分と義母とは血のつながりがない。孫といったところで、如信と光寿とはちがう。光寿に対して目のない義母のふるまいを見ていると、善鸞はこだわらずにはいられなかつた。

それから五年目に、覚信尼が長女を生んだ。

「宰相どの」と呼ばれた。

覚信尼が娘をつれて、五条西洞院に来ることもあつた。親鸞が如信を膝に抱いたように、はじめての孫娘を抱くのだつた。西洞院の住居は、幼い宰相を中心に、和やかな空気がただよつた。幼い孫が一家の中心にあつかわれれば扱われるほど、善鸞の妻には、面白くなかつたであろう。それはいたし方のない女の感情であつた。

が、建長元年（一二四九）、父親の日野広綱が病死した。親鸞は、七十七歳であり、覚信尼は二十六歳で、未亡人となつた。

「かの金吾（広綱）に一人の息男あり、いまだ首服におよばず、童名光寿と申けるが、七歳の時父にをくれてはやくみなし子となられけり」

と、「敬重絵詞」は記している。

光寿を頭に宰相と、もうひとり女の子が生れていた。覚信尼は三人の遺子をつれて、親鸞のもとにかえて来た。

やがて覚恵が、青蓮院に入室することとなつた。

「敬重絵詞」は日野広綱の逝去をしるしたつぎに、覚恵について、

「身に便をうしなへること水を離たる魚のごとし、世に憑（たも）なきこと陸にふせる亀に似たり。仍（なほ）いとけなきところに世路の嶮難のあゆみがたきことをしり、帝都の勁節のつきがたきことを願て、釈門にぞおもひたれける」

早く父と死別した覚恵は、将来仕官の志をすてざるを得なかった。

「大藏卿三位光国卿の引導として青蓮院二品親王尊助の門下に参じ、出家得度の本意をとげて密教修習の浄侶となる」

親鸞の孫の覚恵が、天台宗の青蓮院にはいつて得度したというのである。祖父の親鸞がそばにいるのに、何故天台宗の青蓮院にはいったのか、奇異な感じをあたえる。母の覚信尼は覚恵はじめ二人の娘をつれて、実家の親鸞のもとに戻つて来た。五条西洞院には、善鸞一家がいる。姉や兄たちは、わざわざ越後におもむいている。母の恵信尼がいるとはいへ、幼い子供を三人もつれて実家の世話になることは、覚信尼としては心苦しかったにちがいない。覚恵を青蓮院に入れることについては、父母とよく話合つたことであろう。親鸞としては、この上娘の子供までひきうける経済力はなかった。話合ひの末、日野光国のはからいに従つて、孫を天台宗の青蓮院に入れることにきめられた。生活のためであつた。もちろん修学させるためでもあつたろうが、それはちょうど親鸞が生活と修学のために叡山にのぼつたのと事情が似通つていた。五条西洞院の生活は、まだいくらか余裕があつた。

日野光国と親鸞とは、覚信尼や覚恵を通じて相当親しい

關係になつていたようである。

「教行信証」の坂東本には、いろいろな料紙が使われているが、信巻には四十六枚の薄墨色の、いわゆる宿紙が使われている。宿紙は大体、朝廷で五位藏人の用いるもので、他では使われない慣例になつていた。「教行信証」の中にこの種の料紙がふくまれているというのは、親鸞に何人かの藏人の知人があつたということも想像される。日野光国は寛元三年六月から建長四年十二月まで、五位藏人であつた。そこでその宿紙は、光国を通じて入手したものとも考えられるが、その宿紙を藏人が製造し、専売していたものとは思われない。紙をつくるのは、下々の職人である。藏人に依頼したのでなく、親鸞はつねづね万助に依頼していた。

万助は、時折親鸞が使用する料紙を西洞院に届けていた。

青蓮院にはいつた覚恵は、そのうち熾盛光院の有職に補せられ、中納言阿闍梨宗恵と称して、

「門跡に侍て次第の受法などありける」

という身分となつたが、「敬重絵詞」によると、

「高官重職にのほりたりとも、浮生の栄名ひさしくたもつべきにあらず、受職灌頂をとげたりとも、即身の証悟我において成じがたく、真門にこころをすます身とならんこそ

心安けれとて、門主に暇を申し、忽に黒衣をぞ著せられけ

る。すなはち坊号覺恵と称す。かかりけるも幼少より聖人（親鸞）の御膝下にありて、撫育の恩にもあつかり、教訓の詞をも蒙給ければ、諸教の得道の下機に相応しがたき旨をもつねに耳にふれ、弥陀の本願の鈍根を引接する益をもおろおろ聞なれ給けるゆへに、かく思入給けるなるべし」

と、黒衣の専修念仏に転向した。青蓮院にはいつて密修の僧侶となることは、余行念仏を排斥する専修念仏義に相反すからであり、それが祖父の遺訓であつたと覺恵はようやく気がついたようである。が、「敬重絵詞」は「慕婦絵詞」を増訂するために書かれたものであり、親鸞一族の動きにつつまが合うように増訂されたことを一応疑われないわけにいかない。覺恵の転向には、それだけの切実なものがあつたためであらうが、青蓮院入りしたのは、生活のためであつたのはたしかである。

「本願寺聖人親鸞伝絵」の第一段は、

「夫、聖人の俗姓は藤原氏、天児屋根の尊二十一世の苗裔、大織冠鎌子内大臣の玄孫、近衛大将右大臣贈左大臣従一位内麻呂公号後長岡大臣、或号閑院大臣贈正一位太政大臣房前公孫、大納言式部卿真楯息なり。六代の後胤弼の宰相有国の卿五代の孫、皇太后宮大進有範の子なり。しかあれば、朝廷に仕て、霜雪をもらたき、射山にわしりて、

栄花をもひらくべかりし人なれども、興法の因うちに萌し、利生の縁ほかにもよほししによりて、九歳の春のころ、阿伯従三位範綱卿于時、從四位上前若狹守、後白河の上皇の近臣なり。上人の養父。前大僧正慈円慈鎮和尚是也。法性寺殿御息、日輪殿長兄の貴坊へ相具奉て、髻髪を剃除し給き。範宴小納言公と号す。自爾以來しばしば南岳天台の玄風を訪て、ひろく三観仏乘の理を達し、とこしなへに楞嚴横川の余流をたたへて、ふかく四教円融の義にあきらかなり」

浄土真宗系の寺院では、毎年秋になると報恩講なるものを催す。そのときその寺の住職が、「親鸞絵伝」と「敦徳文」を善男善女を前にして読みあげる。棒読みでなく、たとえば第一段の後章の自爾以來しばしばのくだりに来ると、一段と声を高くして、ふかく円融の義にあきらかなりというところは、唄うように声をはりあげる。「敦徳文」にしても、声に抑揚をつけて読むのである。むづかしい専門語であり、しかも独得のよみ方が、はたして一般の参詣者に理解されるかどうか、しかしそれが永年の慣習となつていた。

「しかあれば、朝廷に仕て、霜雪をもらたき射山にわしりて、栄花をもひらくべかりし人なれども、興法の因うちに萌し、利生の縁ほかにもよほししによりて、九歳の春の

ころ……」

親鸞を、まったくの神童あつかいである。覚如の創作の意図がわからないではないが、覚如の時代には、調べようと思えば曾祖父の出生は調べられたかも知れないのである。が、覚如は最大限のことで親鸞の出生を飾りたてた。日蓮は、われは漁師の子供だといった。親鸞がひとりと出生に触れてくれたなら、無駄な推測は生じなかったのだ。親鸞が歴史的に最初にあきらかにされたのは、越後にかえった妻の筑前が、京の娘の覚信にあてた手紙の一節に、

「……殿（親鸞）のひへのやまにたうそうつとめておはしましける」

という一句にすぎないのである。それ以前のことは、不明である。親鸞は比叡山で堂僧をつとめていた。堂僧は常行三昧堂に奉仕していた不断念仏僧であり、地位もきわめて低かった。

叡山入りは、生活のためであり、修学し、立身出世するには、そのころの貧乏公卿の子には、それ以外の道はなかった。孫の覚恵の青蓮院入りと、おなじ理由からであった。興法の因がうちに萌したためばかりではなかった。

親鸞の生きているあいだは、東国の門徒が上洛して訪ねて来たり、しばらく滞在していくものもあった。親鸞の身

辺には、親しい人びとがいた。生活にこと欠くこともなかった。

親鸞は法然のように、まったく信施によって生活が出来た。それは親鸞の個人の知識と信仰と教え方が、門弟信徒たちには魅力となっていたからである。文字どおり喜捨の金銭や物品によって生活が出来た。

親鸞に師という意識がまったくなかったとは思われないのは、あまりに今日的な推測であろうか。口を開けば、その反対のことをいうが、親鸞は八十歳のころ、「末燈鈔」の中におさめられている手紙の中で、造悪無碍者むざむざとされた善乗が親鸞を誦もったことに対して、

「善知識をおろかにおもひ、師をそしめる……」

それを誦法の所為と明言した。親鸞は弟子ひとり持たずといっているが、現実的には、師としての自覚は持っていたようにうけとれる。自分を誦するものを、誦法の徒ときめつけた。しかしそれは、おそらく方便であったのだろう。

師としてふるまうことも、ときには必要であった。そのことはまた、徹底的に信施の生活を全うさせたことにもなるのである。信施という生活手段は、たえず人びとと接触していなければ不可能である。それは親鸞にとって、自己をきたえ、思考を深めさせる有効な方法であった。帰京以来、九十歳で死ぬまで東国の門徒と関係をたななかったの

も、布施という生活形態をとっていたからであった。

しかし、この形態はよくよく不安定なものであった。経済的に不自然であり、不安定であったために、異義に走るものを生じさせ、骨肉相食む悲しい事態を招くことになったのである。親鸞の信施による生活は、親鸞ひとりだけに意味があり、可能性もあることだったが、たとえ善鸞という実子にしろ、真似ることは出来ないものだった。そのことを、はたして親鸞はきびしくみきわめていたであらうか。

建長四年八月十九日、親鸞は朝からながい手紙を書いていた。その手紙の中ほどに、

「……はじめて仏のちかひをききはじむるひとびとの、わが身のわろく、こころのわろきをおもひしりて、この身のやうにてはなんぞ往生せんずるといふひとにこそ、煩惱具足したる身なれば、わがこころの善惡をばさたせず、むかへたまふぞとはまふしきふらへ。かくききてのち、仏を信ぜんとおもふこころふかくなりぬるには、まことにこの身をもいとひ、流転せんことをもかなしみて、ふかくちかひをも信じ、阿弥陀仏をもこのみまふしなどとするひとは、もとこそこころのままにて惡事をも

おもひあしきことをもふるまひなんどせしかども、いまは、さやうのこころをすてむとおほしめしあはせたまはばこそ、世をいとふしるしにてもさふらはめ……この御なかのひとびとも、少々はあしきさまなることのきこえさふらふめり。師をそしり、善知識をころしめ、同行をもあなづりなんどしあはせたまふよしきこえさふらふこそ、あさましくさふらへ。すでに謗法のひととなり、五逆のひととなり、なれむつづべからず……」

そして最後のところに、

「このふみをもて、かしま、なめかた、南の庄、いつかたもこれにこころざしおはしまさんひとには、おなじ御こころによみきかせたまふべくさふらふ。あなかしこあなかしこ」

常陸における造惡無碍や神祇蔑視をいまとした書状であった。親鸞の帰洛以来十七、八年が経っていたが、東国地方は相変らず動揺していた。親鸞の直弟子たちと、地頭名主との対立はつづいていた。支配者は本願はこりの行動を口実として、念仏者の組織を関東の村々からしめ出そうとしていた。おなじ念仏者の中で、直弟子たちに対抗する新興の念仏者が、巧みに支配者と手をにぎり、直弟子たちの勢力をそぐためにその信仰態度まで変えていたのである。かれらは弥陀の本願をひたむきに信ずることをやめて、念